

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的（第一条関係）

この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、

これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律の特例を定めることを目的とする。

二 定義（第二条関係）

1 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）に規定する行政機関をいうものとする。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）に規定する独立行政法人等をいうものとする
こと。

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいうものとする
こと。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいうものとする
こと。

5 この法律において「個人番号」とは、第二の一により、住民票コード（住民基本台帳法に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載され

た住民票に係る者を識別するために指定されるものをいうものとする。

6 この法律において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいうものとする。

7 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいうものとする。

8 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいうものとする。

9 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第二の三の1又は2によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいうものとする。

10 この法律において「個人番号関係事務」とは、第二の三の3により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を利用して行う事務をいうものとする。

11 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者等をいうもの

とすること。

12 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者等をいうものとする。

13 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第三の一の三の七の情報照会者及び情報提供者をいう。第三の一の1及び第九の二において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第三の一の三の七による特定個人情報の提供を管理するために、総務大臣が設置し、及び管理するものをいうものとする。

14 この法律において「法人番号」とは、第五の一の1又は2により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいうものとする。

三 個人番号及び法人番号の利用の基本（第三条関係）

個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として行うものとする。

- 1 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによつて、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上に資すること。
- 2 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる仕組みを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによつて、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
- 3 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求め、これを避け、国民の負担の軽減を図ること。
- 4 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。

第二 個人番号

一 指定及び通知（第四条関係）

1 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、二の2により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならないものとする事。

2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、二の2により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならないものとする事。

二 個人番号とすべき番号の生成（第五条関係）

1 市町村長は、一により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求め

るものとする事。

2 機構は、1により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、3により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする事。

(一) 他のいずれの個人番号(一の2の従前の個人番号を含む。)とも異なる事。

(二) 住民票コードを変換して得られるものである事。

(三) 住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない事。

3 機構は、2により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする事。

三 利用範囲

1 別表第一の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする事。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるものとすると。

3 健康保険法、相続税法、厚生年金保険法、租税特別措置法、所得税法、雇用保険法又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる者又は地方公共団体の長その他の執行機関による1又は2の事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする。

4 3により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害じんに対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めると

きは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする。

5 1から4までのほか、第三の一の3の(十)以下の場合のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする。

四 再委託の制限（第七条関係）

個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の委託を受けた者による再委託の制限等について定めること。

五 委託先の監督（第八条関係）

個人番号利用事務等の委託をする者は、特定個人情報安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

六 個人番号利用事務実施者等の責務

1 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という

。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。こと。（第九条関係）

2 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号利用事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならないものとする。こと。（第十条関係）

七 提供の要求（第十一条関係）

1 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるものとする。こと。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法の関係規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を求めることができるものとする。こと。

八 本人確認の措置（第十二条関係）

個人番号利用事務等実施者は、七の1により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から第六の個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならないものとする。

九 提供の求めの制限（第十三条関係）

何人も、第三の一の3に掲げる場合のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならないものとする。

第三 特定個人情報の保護等

一 特定個人情報の保護

1 特定個人情報保護評価

(一) 個人番号情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑制すること
とその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針を作成し、公表すると

もに、当該指針について、少なくとも三年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。 (第十四条関係)

(二) 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であつた者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人番号情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下1において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人番号情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項等を評価した結果を記載した評価書を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。 (第十五条第一項関係)

- ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- ② 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- ③ 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- ④ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- ⑤ 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処

理等の方式

- ⑥ 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- (三) (二)の場合において、行政機関の長等は、個人番号情報保護委員会規則で定めるところにより、(二)により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて個人番号情報保護委員会の承認を受けるものとする。 (第十五条第二項関係)
- (四) 個人番号情報保護委員会は、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが(一)の指針に適合していると認められる場合でなければ、(三)の承認をしてはならないものとする。 (第十五条第三項関係)
- (五) 行政機関の長等は、(三)により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。 (第十五条第四項関係)
- (六) 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第三の(七)により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を

第三の一の三の(七)により求めてはならないものとする。 (第十五条第六項関係)

2 特定個人情報ファイルの作成の制限 (第十六条関係)

個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第三の一の三の(十)以下の場合のいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならないものとする。

3 特定個人情報の提供の制限 (第十七条関係)

何人も、次のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないものとする。

- (一) 個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し提供するとき。
- (二) 個人番号関係事務を処理するために必要な限度で提供するとき。
- (三) 本人が個人番号利用事務等実施者に対し、個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

- (四) 機構が第二の七の２により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- (五) 特定個人情報の取扱いの委託又は事業の承継に伴い提供するとき。
- (六) 住民基本台帳法の関係規定により提供するとき。
- (七) 別表第二の第一欄に掲げる者（以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- (八) 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法の関係規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- (九) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で提供するとき。

(十) 第四の二の3により求められた特定個人情報情報を個人番号情報保護委員会に提供するとき。

〔十一〕 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会による審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査若しくは租税に関する調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

〔十二〕 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

〔十三〕 その他これらに準ずるものとして個人番号情報保護委員会規則で定めるとき。

4 収集等の制限（第十八条関係）

何人も、3に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならないものとする。

二 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

1 情報提供ネットワークシステム（第十九条関係）

(一) 総務大臣は、個人番号情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

(二) 総務大臣は、情報照会者から一の三の七により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならないものとする。

① 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

② 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第三の一の1に違反する事実があつたと認めるとき。

2 特定個人情報の提供（第二十条関係）

(一) 情報提供者は、一の三の七により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて一の二による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照

会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならないものとする。

- (二) (一)による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすものとする。

3 情報提供等の記録（第二十一条関係）

- (一) 情報照会者及び情報提供者は、一の3の(七)により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時並びに特定個人情報の項目その他の事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならないものとする。

- (二) (一)の事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が、行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるときその他の場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を(一)の期間保存しなければならないものとする。

(三) 総務大臣は、一の三の(七)により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、(一)及び(二)の事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を(一)に規定する期間保存しなければならないものとする。

4 秘密の管理等(第二十二條及び第二十三條關係)

(一) 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務(一の三の(七)による特定個人情報提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。

(二) 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

三 行政機關個人情報保護法等の特例等

1 行政機關個人情報保護法等の特例(第二十四條及び第二十五條關係)

(一) 行政機關が保有し、又は保有しようとする特定個人情報並びに一の三の(一)及び(二)の記録に関し、

行政機関個人情報保護法の規定の適用について、利用及び提供の制限、開示請求等に係る特例を定めること。

- (二) 独立行政法人等が保有する特定個人情報並びに二の三の(一)及び(二)の記録に関し、独立行政法人等個人情報保護法の規定の適用について、利用及び提供の制限、開示請求等に係る特例を定めること。
- (三) 個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報に関し、個人情報保護法の規定の適用について、取扱いの制限等に係る特例を定めること。

- (四) 総務省が保有し、又は保有しようとする二の三の(三)の記録に関し、行政機関個人情報保護法の規定の適用について、開示請求等に係る特例を定めること。

- (五) 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する二の三の(一)及び(二)の記録について、独立行政法人等個人情報保護法の保有個人情報の開示請求等に関する規定を準用するものとするともに、所要の読替えについて定めること。

2 地方公共団体等が保有する特定個人情報等の保護（第二十六条関係）

地方公共団体は、行政機関個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長が講ずることと

されている措置等の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

3 個人情報取扱事業者でない事業者が保有する特定個人情報の保護（第二十七条から第三十条まで関係）

特定個人情報ファイルを事業の用に供している事業者（個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者を除く。）が保有する特定個人情報の保護について、所要の規定を整備すること。

第四 個人番号情報保護委員会

一 組織

1 設置（第三十一条関係）

内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣総理大臣の所轄の下に、個人番号情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2 任務（第三十二条関係）

委員会は、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な

取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務とするものとする。

3 所掌事務（第三十三条関係）

委員会は、2の任務を達成するため、次に掲げる事務等をつかさどるものとする。

- (一) 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関すること。
- (二) 特定個人情報保護評価に関すること。
- (三) 特定個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること。
- (四) (一)から(三)までに掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- (五) 所掌事務に係る国際協力に関すること。

4 職権行使の独立性（第三十四条関係）

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする。

5 組織等（第三十五条関係）

- (一) 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織するものとする。

(二) 委員のうち三人は、非常勤とするものとする。

(三) 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。

(四) 委員長及び委員には、個人情報保護に関する学識経験のある者、情報処理技術に関する学識経験のある者、社会保障制度又は税制に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者及び地方自治法の連合組織で同法による届出をしたものの推薦する者が含まれるものとする。

6 任期等（第三十六条関係）

(一) 委員長及び委員について、任期を五年とし、再任されることができるとすること。

(二) その他委員長及び委員の任期等に関し、必要な事項について定めること。

7 身分保障（第三十七条関係）

委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。

- (一) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (二) この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
- (三) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (四) 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

8 罷免（第三十八条関係）

内閣総理大臣は、委員長又は委員が7の(一)から(四)までのいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならないものとする。

9 秘密保持義務（第四十三条関係）

委員長、委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。その職務を退いた後も、同様とする。

10 その他委員長、会議、事務局等に関し、必要な事項について定めること。（第三十九条から第四十条まで及び第四十四条関係）

二 業務

1 指導及び助言（第四十五条関係）

委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができるものとする。

2 勧告及び命令（第四十六条関係）

(一) 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができるものとする。

(二) 委員会は、(一)による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(三) 委員会は、(一)及び(二)にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が

行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができるものとする。

3 報告及び立入検査（第四十七条関係）

委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

4 内閣総理大臣に対する意見の申出（第四十九条関係）

委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができるものとする。

5 国会に対する報告（第五十条関係）

委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、そ

の概要を公表しなければならないものとする。

三 雑則

委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、規則を制定することができるものとする。 (第五十一条関係)

第五 法人番号

一 通知等 (第五十二条関係)

1 国税庁長官は、政令で定めるところにより、国の機関、地方公共団体及び会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人その他の団体に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 1による法人番号の指定を受けない法人その他の団体であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができるものとする。

3 国税庁長官は、政令で定めるところにより、1又は2により法人番号の指定を受けた者 (以下「法

人番号保有者」という。)の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。

二 情報の提供の求め(第五十三条関係)

1 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等(以下第五において「行政機関の長等」という。)は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報(法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。以下同じ。)の提供を求めるときは、当該法人番号に当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができるものとする。

三 資料の提供(第五十四条関係)

1 国税庁長官は、一の1による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法第七条に規定する会社法人等番号その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができるものとする。

2 国税庁長官は、1に定めるもののほか、一の1若しくは2による法人番号の指定若しくは通知又は一の4による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な資料の提供を求めることができるものとする。

四 正確性の確保（第五十五条関係）

行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないものとする。

第六 個人番号カード（第五十六条関係）

一 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カード（氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項（以下「カード記載事項」という。）が記載されたカードをいう。以下同じ。）を交付しなければならないものとする。

二 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

らないものとする。

三 二により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記載事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならぬものとする。

四 二の場合を除くほかカード記載事項に変更があつた場合等における手続に関する事項その他必要な事項について定めること。

五 一から四までのほか、個人番号カードの様式その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定めるものとする。

六 市町村の機関は、条例で定めるところにより、個人番号カードを利用することができるものとする。

第七 雑則

一 指定都市の特例（第五十七条関係）

地方自治法に規定する指定都市に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区を

市と、区長を市長とみなすものとする。

二 事務の区分（第五十八条関係）

第二の一及び二の1、第六の一及び三並びに第九の三の一部により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法に規定する第一号法定受託事務とすること。

第八 罰則

次に掲げる者に対する所要の罰則を設けるものとする。（第六十二条から第七十条まで関係）

一 個人番号利用事務等に従事する者又は従事した者等であつて、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供したもの

二 一の者であつて、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したもの

三 第三の二の4の(二)の義務に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

四 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者

五 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員であつて、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したもの

六 第四の一の九の義務に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

七 第四の二の二による委員会の命令に違反した者

八 第四の二の三による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した等の者

九 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者

第九 施行期日等

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる規定は、次に掲げる日から施行するものとする。

1 第一、第三の二の四の(一)並びに第九の二、三の一部及び四 公布の日

2 第三の二の4の(二)、第四の一及び三、第八の三及び六並びに第九の三の一部 平成二十五年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

3 第三の一の1、第三の三の1の一部及び2、第四の二並びに第八の七及び八 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

4 第二の三から五まで、六の2、七及び八、第三の三の1の一部、第六、第七の二の一部並びに第八の九 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

5 第三の一の3の(七)、二の1から3まで及び三の1の一部 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

二 準備行為（附則第二条関係）

行政機関の長等は、この法律の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができるものとする。

三 経過措置（附則第三条から第五条まで関係）

この法律の施行の日において現に住民基本台帳に記録されている者の個人番号の指定等及び委員会の

組織等について、所要の経過措置を定めるとともに、その他の経過措置は政令で定めるものとする。

四 検討（附則第六条関係）

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。